



働く者の心を傷つけ、 職場から追い出すやり方は絶対に許せない あだち支部



働く者に見える労働組合を

この1年、私たちは暮らしもコロナと向き合い、この波はCUあだちにも労働相談として解雇や雇止め、賃金・残業代未払い問題、職場で暴力、パワハラ、暴言に耐えられないなど、10件以上数えています。働らく者の心を傷つけ職場から追い出すやり方は絶対に許せません。

真面目に働いてきた人たちは何処に相談するか、やっとたどり着いた所がCUあだち支部だった人、議員さんに紹介された方もいました。

「駆け込み寺」の存在が今日程求められている時は無いと実感しています。労働運動が見えなくなって久しい。働く者に見える労働組合の活躍が求められています。コロナ禍の中である観光バス会社はバス清掃のパート8人に対して「ご苦労様でした」のメモ1枚で仕事を奪おうとした。事業主の責任を追及し要求を認めさせ

るCUの社会的大義と運動こそ勝利解決の大道です。

100人目指し、現在70人

あだち支部は当面100名の組合員を組織することを決め、既に、3倍化を達成し70人を超えました。議員さんとの連携も強化し、組合員として加入してもらいました。足立土建支部の各分会に、CUリーフを配布の拡大の協力要請します。あと一步全組合員に依拠し拡大を成功させたいと決意しています。

(あだち 書記長 高島 章寿)

CU東京第13回定期大会

7月17日(土) 13時半～16時
けんせつプラザ東京

全支部が前進をつくり、
CU東京1600人で大会を迎えよう

〈最近の労働相談について〉

「自然退職（自動退職）」をめぐる 労働問題が増えています

ユニオンちよだ 書記長 鈴木明彦



私は、現在、ユニオンちよだの書記長として千代田区を中心とした労働問題に取り組んでいますが、CU東京の役員としても様々な労働問題に取り組んでいます。今年に入り、

「自然退職（自動退職）」をめぐる労働問題が非常に増えています。私が担当しただけでも6件（内5件争議中）あります。

この問題の原因は、うつ病など心の病で休職せざるを得ない労働者は多いと思いますが、本来、従業員が休職する際、会社は就業規則に基づき休職命令（休職期間など）を出すべきものですが、実際には休職期間を知らせないまま休職させることでトラブルになっているケースがあります。例えば、ある日突然、会社より「休職期間満了により自然退職となります」という通知が届いたり、あと数日で復職可能の診断書を提出してくださいと言われてたりします。そして気が付いたら、いつの間にか退職（解雇）させられたという労働相談が増えています。

私の経験上、メンタルを患い休職する方は、上司のパワハラや悪質な退職勧奨に起因していることが多く、そのため会社は、当初から復職を認めないというスタンスではないかと思えます。実際、団体交渉においても会社側は「〇〇さんのことは心配です」と言いながらも、実際に復職は認めようとしません。産業医を使って復職させないケースもあるようです。

復帰プログラムを会社に求めて

厚生労働省では、心の健康問題で休業して

いる労働者が円滑に職場復帰するために、職場復帰プログラムの策定や関連規程を整備することを会社に推奨しています。私は、団体交渉において、こうした復職プログラムを実行することを会社側に求めています。

労働者側も休職に入る前に必ず休職期間を確認することが必要です。仮に、復職を会社が認めなかったり、休職期間中に完治が見込めない場合は、CU東京などの地域労組に早めに相談することが大切だと思います。

厚生労働省 職業安定局雇用保険課に要請

全都道府県労働局への周知を

徹底すべきだと訴え

地域労組こうとう 書記次長 松井優希



江東区労連は6月11日（金）、雇用保険未加入事業者への指導について厚生労働省職業安定局雇用保険課に要請を行いました。当日は江東区労連から中村・松井両事務局次長、当事者の有馬さん（元シミズオクト社員）が参加しました。

有馬さんからは、自身が会社から日々雇用扱いにされ、雇用保険の加入手続きが行われなかったことから組合と一緒にハローワークに行き確認請求を行なった結果、雇用保険一般被保険者と認定されハローワークが職権加入させました。シミズオクトには有馬さんと同じように雇用保険未加入労働者がいることをハローワーク新宿に告発しましたが、確認請求は本人からしかできないと取り合ってもらえなかったことと合わせ、シミズオクトでは在職中の労働者が確認請求をしたことにより、犯人探しが始まるため声を上げられない実態を訴えました。

組合としてはこの間の国会質疑で厚労省職業安定局長が「一部の労働者から確認請求があり、確認が行われる中で他の労働者に被保険者資格があると認められるときはハローワークが事業主に届出を指導し、応じなければ職権で確認する」と答弁しているにも関わらずその周知が行われていないことを指摘。全都道府県労働局への周知を徹底すべきだと訴えました。

厚労省は「当該事業所を所管する東京労働局に連絡をする」と答えました。また、組合から労基法では、申告をしたとことによる不利益取扱の禁止（例えば残業未払いを労働基準監督署に申告したことにより不利益な扱いを禁止する）されているが、雇用保険法は本人による確認請求（雇用保険法第8条）を求めているながら、その労働者を保護する規定がないことを指摘し、多くの労働者が不利益な扱いを恐れて確認請求を諦めてしまうことが懸念される、と主張。局長答弁の通り適切な運用を求めました。

新事務所に引っ越しました

文京支部 書記長 山田三平

コミュニティユニオン東京文京支部は文京区労協が地域を地盤として組織する個人加盟労働組合として位置づけ組織しました。

生まれも育ちも文京区労協がらみと言えます。「大家さんが引っ越せば、店子もそれに倣って引っ越しました」というわけです。

労働相談にとっては、後樂園駅、都営地下鉄春日駅、にぐんと近くなりやり易くなるという



ことでしょうか。引っ越し費用についても大分（と思っておりますが）協力させていただきました。最も大家さんより店子の方が大きな顔して活動させてもらっているような塩梅ですが。駅から近いですから、機会があればぜひお立ち寄りください。



返信用封筒付きで署名の呼び掛け！ 最賃署名の取り組み

渋谷支部 執行委員長 海崎治代



昨年～今年にかけては、コロナ感染拡大により署名に繋がる宣伝行動が進みませんでした。そこで、切手付き返信用封筒付きで全国版と東京版2種類の署名を、「cu渋谷にゆーす」と共に組合員に送付

しました。

五輪の関係で締め切りが早まりましたが、返信が思った以上に多く、また手渡しなどで、全国版「全国一律最低賃金制度を求める請願署名」90筆、東京版「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1500円以上の実現を求める要請」は205筆集まりました。要求実現行動として、毎年続けていきます！

文京区労協 新事務所

〒112-0002 文京区小石川2-21-8

電話番号 03-3815-1558

FAX番号 03-3813-6006

いのちと暮らし、雇用を守る都政に

最大の争点はコロナ対策とオリンピック問題 都議選始まる 6/25告示 7/4投票

わたしたちのいのちと暮らしに直結する都議会議員選挙が始まりました。都議選は秋に行われる総選挙を左右する選挙です。CU東京は選挙を要求実現に大事な活動と位置づけています。市民と野党の共闘で国政、都政の転換をめざしています。

都議選の最大の争点はコロナ対策です。この1年、国政でも、都政でも遅れと混迷の連続でした。国民に「自粛」を求めるのみで、負担は限界です。小池都政は「やっているふり」と批判されています。このようなときに国政では75歳以上の医療費窓口負担2倍化、東京では都立、公社病院の「独立法人化」を進められています。これ以上の医療体制の縮小、削減は許せません。推進してきた自民・公明には厳しい審判が必要です。今、検査の拡大、補償や支援の強化。すみやかなワクチン接種が強く求められます。

組合員のみなさん投票に行きましょう。家族、友人・知人に呼びかけましょう。都政を変え、いのちと暮らしを守りましょう。

読んでいますか 見ていますか

最低賃金の引き上げで 地域循環型経済を

コロナ禍だから賃金・雇用の改善へ

中小業者支援に 全力入れて



中小業者向けのチラシを東京地評、東京春闘共闘が作りました。活用してください。

労働組合は主張し、行動しています。ご理解とご協力、そして一緒に。

・ワクチン接種が始まる。すべての国民の速やかな接種が望まれる。コロナ対策の無策と混迷はワクチン接種でも。日本のワクチン対策の遅れに驚かされた。にもかかわらず医療の縮小・弱体化が進められている。都議選が目前、「命と暮らしを守る」都政に変えよう。・組合は最賃1500円めざし大幅引き上げを要求している。ヨーロッパでも最賃引き上げの流れだ。米・バイデン大統領は、低賃金の連邦職員の時給を15ドルに引き上げた。日本でも声は高まっている。CUのHPに動画「最賃編」をアップする。ぜひ、見て欲しい。・7月17日はCU東京第13回定期大会。現在、組合員は1570人。一人一人の労働相談に応え築いてきたもの。寄せられる相談は増え、これまでにない分野に広がっている。みなさんの奮闘に感謝。あと、一頑張りをして、1600人で大会を迎えたい。ご協力を！